

# ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター  
第 39 号 2016 年 5 月

## HEADLINE

本号では当財団が石川国際民商事法センター、北國新聞社、法務省法務総合研究所国際協力部と共催して平成 28 年 3 月 5 日（金）に北國新聞交流ホールで開催された「法整備支援－世界で活躍する日本の法律家」を取り上げました。

本セミナーでは、まず、国際連合薬物・犯罪事務所職員（バンコク駐在）で検事の柴田紀子氏に「違いを超えて～2015年からの国際協力」と題してご講演いただき、その後、慶應義塾大学法科大学院教授の松尾弘氏に、「『法』を通じて広がる・繋がる国際協力」についてご講演いただき、最後に、法務省法務総合研究所国際協力部部長の阪井光平氏をコーディネーターとして、柴田氏、松尾氏をパネリストとして、トークセッション「新しい法の架け橋」を行いました。

### (目次)

- |                              |   |  |
|------------------------------|---|--|
| 1、開会挨拶                       | 石川国際民商事法センター会長<br>金沢家庭裁判所所長<br>金沢地方検察庁検事正<br>公益財団法人国際民商事法センター監事 | 高澤 基…………… 2 ページ<br>原啓一郎…………… 2 ページ<br>中島行博…………… 3 ページ<br>本江威憲…………… 3 ページ |
| 2、講演 1 「違いを超えて～2015年からの国際協力」 | 講師：柴田紀子氏（国際連合薬物・犯罪事務所職員、検事）……………                                | 5 ページ  |
| 3、講演 2 「『法』を通じて広がる・繋がる国際協力」  | 講師：松尾弘氏（慶應義塾大学法科大学院教授）……………                                     | 11 ページ   |
| 4、トークセッション「新しい法の架け橋」……………    | コーディネーター：阪井光平氏（法務省法務総合研究所国際協力部長）<br>パネリスト：柴田紀子氏、松尾弘氏            | 21 ページ   |
| 5、閉会挨拶                       | 法務総合研究所国際協力部教官<br>甲斐雄次……………                                     | 25 ページ   |

### (添付資料)

- |       |    |
|-------|----|
| 柴田紀子氏 | 資料 |
| 松尾 弘氏 | 資料 |

(司会) 定刻となりましたので、ただ今より平成 27 年度「国際民商事法金沢セミナー『法整備支援—世界で活躍する日本の法律家—』」を開始します。

初めに、主催者側を代表して、石川国際民商事法センター会長、高澤基北國新聞社社長よりご挨拶いたします。

## 開会挨拶

### 高澤 基 氏 (石川国際民商事法センター会長)

皆さん、こんにちは。多くの方にお集まりいただき、心から御礼申し上げます。

今回のテーマである法整備支援とは、開発途上国において社会の基礎となる法令を整えることを手助けする国際貢献活動です。法の支配の確立を通じて発展途上国の経済発展と持続的な成長を促すことを目的としており、その結果として日本企業の経済活動の場が広がることが期待されています。日本による本格的な法整備支援は 1994 年のベトナムから始まり、1996 年 3 月には東京に国際民商事法センターが設立されました。そして、われわれ石川国際民商事法センターは、東京のセンターと法務省、金沢地方検察庁からのご提案、ご要望を受け、ささやかながら地方でもこの活動を支えていければと考え、1996 年 12 月に設立されたものです。設立の際にお世話になった本江監事と先ほど話をしていた、あれから 20 年もたったのかと感銘を受けました。

私たちの活動の支援対象国は、先ほど申し上げたベトナムに始まり、カンボジア、ラオス、ミャンマー、インドネシアに広がっています。アジア諸国からの研修生の受け入れや一般公開の金沢セミナーの開催などを通じて、国際経済取引における相互理解を図るための取り組みを行ってきました。

今日のセミナーは、検事で元カンボジア長期派遣専門家の柴田紀子様と、慶應大学大学院法務研究科教授で法整備を専門的に研究しておられる松尾弘様のお二人をお招きして、それぞれご講演を頂く予定です。柴田様からは途上国における支援の現場について、松尾様からはこれまでの支援の成果とこれからの課題について、お話が伺えるものと期待しています。講演の後にはトークセッションも予定しているので、法整備に関する最近の話題が聞けるのではないかと考えています。

最後になりましたが、今回の金沢セミナー開催にご協力を頂きました法務省法務総合研究所の皆さん、公益財団法人国際民商事法センターの皆さん、また、石川国際民事商法センターの会員の皆さんに心から御礼を申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。皆さま、本日は本当にありがとうございました。

(司会) 高澤会長、ありがとうございました。

続いて、ご来賓としてお越しの金沢家庭裁判所所長、原啓一郎様よりご挨拶を頂きます。

### 原 啓一郎 氏 (金沢家庭裁判所所長)

本日は法整備支援についてのセミナーということで、私も大変楽しみにして参りました。私は金沢に住んで 1 年 2 カ月ほどたちますが、実はこの赤羽ホールに入るのは初めてです。

わが国の法曹関係者による法整備支援は、アジアの国々に対して日弁連等が行っているもののほか、政府の事業としては JICA 職員が派遣されているものがあります。裁判官も検事に転官した上で各国に派遣されています。顧みれば、わが国は歴史の節目において中国、ドイツ、アメリカなど多くの国が

さまざまな法制度を学び、これを取り入れて独自の法体系を作り上げて発展の礎としてきました。遠い昔、隋や唐の国から取り入れた律令制度は、その一部が現在も生きています。

国際貢献・支援という、メディアをはじめとして国民の目がどうしてもインフラ整備や経済支援に向きがちで、法整備支援は外部から見えにくいと思います。しかしながら、わが国がハード面の支援はもちろん、いわばソフト面のインフラである法整備のお手伝いをして、その国の経済的あるいは文化的な発展に寄与していくことは、大変意義深いことだと思います。

裁判官という職業は日本国内の事件ばかりを担当しているので、一部の者を除いては諸外国との交流や国際貢献に疎いのが現状です。私自身も法律家の端くれですが、実際のところ法整備支援などの国際貢献については、恥ずかしながらほとんど知識がありません。本日はお二人の講師の先生方からご講演を頂くほか、トークセッションも予定されているということで、大変有益な、勉強になるお話を伺えるものと期待しています。どうぞよろしくお願いします。

簡単ではございますが、これをもちまして私のご挨拶とさせていただきます。

(司会) 原様、ありがとうございました。

続いて、同じくご来賓としてお越しの金沢地方検察庁検事正、中島行博様よりご挨拶を頂きます。

#### 中島 行博 氏 (金沢地方検察庁検事正)

私は昨年4月に金沢地方検察庁検事正に着任し、その後すぐに石川国際民商事法センターの顧問に就任しました。検事正になる前の数年間は他のところの検事正や検察幹部として地方回りをしていましたが、このようなセンターの話は一回も聞いたことがありませんでした。なぜなのか調べたところ、石川国際民商事法センターは日本唯一の地方組織ということで、納得しました。本部センターは東京にあります。約20年前に、会長をはじめとする北國新聞のご助力と、当時、金沢市の検事正をなさっていた本江先生が中心となり、石川にセンターを立ち上げたそうです。その後20年間、実務的で非常に役に立つ情報や東南アジアの状況をセミナーで講演されるなど、内容的にも大変充実した活動を継続されていることは素晴らしいと思います。

このことは、石川県に住む人にとっては大変なアドバンテージであるように感じます。セミナーの内容は資料などで公表されているようですが、やはり話を直接聞けると、そうでないのでは全く違います。今日も松尾先生と柴田さんから専門的なお話を直接聞けますが、若手の検察官や修習生が法整備支援に興味を持ち、自らその役割を演じる人が出てくれば素晴らしいのではないかと感じています。

このような組織を維持・発展させることは、とても大変だと思います。皆さんのアドバンテージが継続されるように、引き続きご支援をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

(司会) 中島様、ありがとうございました。

最後に、当センターの生みの親であり、長年、当センターの顧問を務めていただいている国際民商事法センター、本江威憲監事よりご挨拶を頂きます。

#### 本江 威憲 氏 (国際民商事法センター監事)

私は、今は弁護士をしていますが、もともとは検事でした。平成8年4月に金沢地方検察庁の検事

正として赴任し、金沢の街を拝見して、この街が歴史と伝統のある大変美しい街であることに感動し、ここに国際的な法整備支援の拠点をつくるべきだと思いました。日本に法律を学びに来られる外国の司法機関の幹部の方たちは、東京や大阪以外の日本の小さな街がどのようなものなのかという疑問をお持ちになるでしょうから、この金沢を是非見てもらいたいという気持ちでいっぱいだったのです。そこで北國新聞を訪ね、当時の飛田社長と高澤専務取締役をお願いして、石川国際民商事法センターという法整備支援の組織を立ち上げていただいたのです。以来20年、北國新聞社の献身的な御努力と会員である石川県の経済界の皆さんと県民の方々の大変な御尽力により、今日まで当センターが維持・発展してまいりました。皆様方には、心から感謝申し上げます。私はその間ずっとこのセンターの顧問をさせていただいております。

毎年この時期、北國新聞のこのホールで石川国際民商事法センターのシンポジウムを開催し、石川県の皆さま方に集まっています。石川県からアジア諸国へ進出する企業の皆さんに少しでもお役に立ちたいということで、例えばタイに進出する場合は、タイの民法や民事訴訟法などの法律事情や経済事情、お国の風習などいろいろな情報を、弁護士はじめ専門家の方に来てもらって講演するなどして、皆さんに情報を提供してまいりました。その他、シンガポールやモンゴルなどをもテーマに扱ってきましたが、創立以来ちょうど20年になりましたので、ここで一度、法整備支援そのものをテーマにシンポジウムを開催してみようということになりました。

このように多くの方にお集まりいただき、本当にありがとうございます。今回は金沢家庭裁判所の所長様や金沢地方検察庁の検事正にもお越しいただき、励ましのお言葉を頂戴いたしまして、本当に感謝しています。

今日御講演いただく柴田様は、現役の検事です。国際的な法整備支援のエキスパートで、御経験も豊富です。現在はバンコクで国連の仕事に従事しておられ、今日はこのセミナーのためにわざわざバンコクから帰ってきていただきました。また、松尾先生は、昔から国際民商事法センターやJICAとともに法整備支援に幅広く携わっておられる方です。今日のセミナーが終わった後、明日は朝からラオスに向かい、ラオスで法整備支援のお仕事をされるということです。非常にお忙しい合間を縫って、この金沢の地に来ていただきました。

今回は若い皆さま方にもこのシンポジウムに御参加されるよう声を掛けさせていただきました。本日のお二人の先生方は、皆さん方に、法整備支援そのものについて御理解いただきたいと考えておられるのはもちろんのこと、皆さま方御自身が、将来、この法整備支援の仕事に携わっていただけるように、心を少しでも揺さぶりたいという気持ちを持って講義されると思います。是非これを受け止めていただいて、われわれの法整備の戦列に加わっていただければと思います。どうぞよろしくお祈りします。

(司会) 本江様、ありがとうございました。

(司会) 講演会の第1部は、柴田紀子先生より「違いを超えて～2015年からの国際協力」と題してご講演いただきます。

柴田先生は検事として、検察庁のほか、法整備支援を担当する部署である法務総合研究所国際協力部で勤務された後、カンボジア長期派遣専門家として現地で活動され、その後は国際協力部副部長を務められるなど、長年にわたり法整備支援の第一線で活躍されています。現在は国連薬物・犯罪事務所において刑事司法担当官を務めておられます。

それでは柴田先生、よろしくお祈りします。

## 講演 1

演題：「違いを超えて～2015年からの国際協力」

講師：柴田 紀子 氏（国際連合薬物・犯罪事務所職員 検事）

皆さま、今日はお集まりいただき、ありがとうございます。また、北國新聞社様、国際民商事法センターの皆さま、石川県の皆さま、今日はお招きいただき、ありがとうございます。私も赤羽ホールに入るのは初めてですが、金沢自体に今日初めて足を踏み入れました。前々から金沢は良いところだと思っていましたが、どうしてか、これまで縁がなかったのです。ですから、今日こうして金沢に来ることができて大変うれしく思っています。それから、今日はバンコクから来たのですが、東京から北陸新幹線に初めて乗りました。途中のアナウンスで、富山湾が右手に見える、今の時期は魚やエビがおいしいと聞き、やはり日本はいいなとしみじみ思いながら参りました。

バンコクはとても暑いところです。気温は年中30度くらいで、雨季と乾季しかありません。日本のような四季がないのです。ただ、11月から2月までは一番涼しいシーズンで、20度を切ることがあります。そうすると、バンコクの人たちはここぞとばかりにセーターやガウン、毛糸の帽子をかぶります。外国人の私たちの方が薄着で過ごしているような感じです。今回、金沢に行くと言うと、みんなとてもうらやましがっていました。バンコクの人たちにとって、日本の地方は憧れの場所になっているようです。バンコクは、皆さまがイメージされているところと少し違うかもしれません。街中は都会で、日本人の数も人口6000万人のうち6万人と、多くを占めています。

今日は国連の機関での仕事や、私がこれまで従事してきた法整備支援の仕事を知っていただくとともに、私が仕事をする中で思ったことをご紹介しますと思います。

### 1. 経歴

私は本江先生がこちらで検事正をされているころ、ようやく司法修習生になりました。その後、検事になり、約18年のキャリアのうち7年ほどは国際協力の分野に、残り11年ほどは捜査・公判に従事しています。あと1～2年はタイにいたので、もうすぐ国際協力の仕事と検察の仕事が半々になりそうです。

カンボジアで2006～2008年にJICAの長期専門家として仕事をしていたときに、ぎょうせいという出版社の雑誌「法律のひろば」に連載していました。これは終わってしまったのですが、また今年4月から「バンコクからの法整備支援～違いを超えて」というタイトルで隔月での連載を始めます。ご関心のある方は、ぜひ読んでいただけたらと思います。

### 2. 国連薬物・犯罪事務所

私の国連での仕事についてご紹介します。私が通うオフィスのある建物の玄関には、国連加盟国の旗が掲げてあります。国連薬物・犯罪事務所（UNODC）はオーストリアのウィーンが本部で、大小さまざまな事務所が世界に50カ所ほどあります。その中で私はバンコクに勤務していますが、バンコクはアジアやオーストラリアなどの太平洋の国々を管轄しています。

今朝、NHKのラジオで、日本がテロ対策のために補正予算を組んでUNODCに18億円拠出したと報道されていました。過去最大規模の額だそうですが、日本政府がこれだけ拠出したのは、最近のISIL等に代表されるテロの脅威に対応しなければならないからです。

国連薬物・犯罪事務所は名前のお通り、もともとは薬物関係の調査や取締りの支援等をメインに活動しています。ヘロインの輸出入量やその他の薬物の押収量などの現状について情報収集し、発表し

たり、それを取り締まる捜査官等の技術支援をしたりすることが、これまでの大きな活動の一つです。例えばどこかの沖合で覚醒剤が何キロ押収されたという出来事があれば、情報を収集してストックし、分析して、今後どう対応すればよいかを提言していました。

実は、国連薬物・犯罪事務所には薬物関連以外の活動もあります。一つは国境をまたぐような組織犯罪の取締りで、トラフィッキングや薬物の密輸入、不法出入国も含まれます。その他、UNODC では汚職やテロ、刑事司法一般、薬物あるいは薬物に付随する HIV 感染といった五つの課題に取り組んでおり、私はその中で刑事司法を担当しています。私はもともと検事で刑事司法分野の専門家なので、UNODC の司法担当官という立場で仕事をしています。UNODC バンコク事務所には、私のようなプロフェッショナルスタッフが全部で 10 人ほどいますが、ほとんどがアメリカやオーストラリア、ヨーロッパの人で、日本人は誰もいません。他に事務方としてタイのスタッフが 20 人ほどいて、合計 30 人ほどの組織です。

刑事司法の分野には、子どもに対する性犯罪 (Child Sex Offender) を取り締まり、起訴して有罪にすることを支援するための法律を作り、それをきちんと運用できる裁判官、検察官、警察官を育てるプロジェクトがあります。私はそのプロジェクトの監督として、4 カ国の事務所にいるスタッフをタイで動かしています。

このプロジェクトには三つの柱があります。一つ目は立法化で、例えば児童ポルノ法を作ったり、刑法を改正したりします。二つ目は裁判官、検事、警察官のトレーニングと教材の制作、三つ目はコオペレーションとあって、ベトナムやタイ、カンボジアの司法省と関わる仕事です。これらの方々は日本が行っている法整備支援のカウンターパートでもありますが、実は UNODC の仕事のカウンターパートでもあるのです。私もそこまで人が重なっているとは思っていませんでした。これまで一緒に仕事をしてきた方々とまた仕事ができるということで、日本の法務省法務総合研究所国際協力部の法整備支援に関わってきたことが国連機関で生きるのかと、あらためて思いました。

国連の機関では、日本の法整備支援のスキームのように、現地に専門家を長期間派遣することがないので、私はタイで全体を監督する立場にいます。ですから、私の場合は従前の数年間で築いた人間関係と、法務省や支援対象国との信頼関係があるので仕事がしやすいのですが、たとえ専門性があっても、いきなり来た人は一から人間関係を築いていかなければなりません。そういう意味では、UNODC の仕事を始めて、日本の法整備支援の経験と国際機関の仕事に相乗効果があることにあらためて気付きました。

オフィスでは、プロフェッショナルスタッフはブースをもらって仕事をします。私にはノイというタイ人のアシスタントがいるのですが、タイの人は名前が非常に長く、ノイにもグランジャイ・アターナルヒという本名があります。タイでは、生まれたときに親が漏れなくニックネームを付けるのです。そして、オフィスでの呼び名はニックネームの方です。最初は全く意味が分かりませんでした。例えばパーティのように名前の一部を取るのには分かりますが、タイでは名前と全く関係ないニックネームを親御さんの希望で付けるらしく、どのスタッフもこのような名前を持っているのです。オフィシャルな組織の配置表にもニックネームを当たり前のように入れていて、その名前でやりとりします。そのため、タイに来て最初の 1 カ月は、名前を覚えるのが本当に大変でした。

### 3. カンボジア法整備支援～光と影

カンボジアの法整備支援について少しご紹介したいと思います。カンボジアの首都はプノンペンです。交通手段は、今はタクシーがありますが、バイクや自転車、それからトゥクトゥクという乗り物が市民の足になっています。牛などが車の代わりに荷物を運ぶ光景もしばしば見られます。

カンボジアの法整備支援を語る際には、悲しい歴史に触れなければなりません。1975～1979年にポルポト政権がカンボジアを支配し、極端な共産主義化を目指しました。政権は法律を廃止・停止したり、文化的なことを統制したり、また、知識人を中心に多くの人を収容して拷問し、殺したりしていました。正式な数は分かりませんが、人口一千数百万人のうち200万人と大変多くの方が亡くなったといわれています。プノンペンのトゥールスレンという博物館には、骸骨で埋め尽くされ、赤い血の川が流れているカンボジアの地図や、拷問のときに使われた器具のほか、当時の状況が描かれた絵が展示されており、悲しい歴史を表しています。

そうした中、今から約20年前に日本政府はカンボジア政府から依頼を受けて、本江先生らを中心に民法・民事訴訟法の起草支援を始めました。その法律が公布され、現在、運用されていますが、当初はそれを扱う裁判官と検察官がほとんどいませんでした。昔、カンボジアには200人ほどの裁判官と検察官がいたのですが、ポルポト政権が終わった後に残ったのは数人だったといわれています。そのため、カンボジア政府は裁判官と検察官の仕事をする人材を、学校の先生など法律のバックグラウンドがない人から選んでいましたが、2002年になってようやく王立裁判官・検察官養成校をつくることになりました。これは日本の司法研修所から弁護士の養成の部分抜いたような学校です。この学校を卒業した人が裁判官と検察官になります。

しかし、2003年から教育が始まったものの、教材やカリキュラムがない、教える人がいないという問題が出てきました。教材がないことに関しては、必ずしも学校だけの話ではありません。カンボジアは当時非常に貧しい国だったので、カンボジア語で書かれている本自体がとても少なかったように思います。法制度も不整備な中、それを解説する本などありません。ですから、法律を勉強している学生や法律家を志す皆さんは、日本で法律を勉強できることは大変幸せであると感じてもらえたらと思います。日本は本屋に行けば、刑法と民法の逐条解説やケーススタディなど分かりやすい本が山のようにありますが、カンボジアはそういうものが全くないのです。そういう中で学校ができて、どうやって勉強するのか。先生に任命された人も、自分たちが教育を受けていないのにどうやって教えるのか。全くゼロからのスタートという状態でした。

カンボジアで仕事をしていたと言うと、「柴田さんは教壇に立ったのですね」とよく言われますが、それは違います。もし私が教壇に立って生徒を直接教えたら、どうなるでしょうか。例えば2年間の任期を終えて帰ると、その後は誰も教える人がいません。それでは全く意味がないし、逆に自立から遠のいていくのです。そのため、私が現地で行っていたのは、カンボジアの方々自分たちで教えることができるための手助けで、黒子のような仕事でした。具体的には、現地で教官になる人たちのグループをつくり、一緒に試行錯誤をしながら、また、教え方について日本から専門家を招いて講義をしてもらいながら教材を作ってきました。近い将来、カンボジアの人たちが自立できることを念頭に置きながら、そのような時間のかかる作業をしていたのです。

その後、学校での教育が始まる前の2004年には172人だった裁判官・検察官が、2012年の段階では3倍ほどに増えました。しかも2004年は、裁判官・検察官には養成校を卒業していない人しかいなかったのですが、2012年になると7～8割を卒業生が占めています。今、カンボジアの司法の中心を担っているのは、この学校で教育を受けた裁判官・検察官です。今度、UNODCの関係でカンボジアとも仕事をしますが、そのときに彼らと再会できることは私の喜びでもあります。

私がカンボジアでの任期を終えて10年がたちました。当時の生徒たちは、みんな私より出世して、最高裁判事やプノンペン地裁所長になってしまいました。プノンペン地裁所長は、日本で言う東京地裁所長のようなものですし、高等裁判所副長官になっている人もいますが、カンボジアには高裁が一つしかないのですから素晴らしいことです。人がいないという状況もありますが、この間まで生徒だった人

たちが昇進して頑張っています。彼らは本当に熱心で、自分たちがカンボジアの法律を変えていく、司法を変えていくという気概があります。日本の場合、裁判官・検察官を合わせて5000人ほどいると思いますが、皆さん優秀ですし、頑張っているのです、1人がいなくても裁判は回るような気がしてしまいます。一方、カンボジアの場合は一人一人の存在がとても大事になります。彼らはそれを分かっているのです、勉強熱心で、いつも私に質問をたくさん浴びせかけていました。そんな彼らの姿を見て、私も日々励まされていたのです。

ここまでは、カンボジアの法整備支援の良い点についてお話ししました。通常、法整備支援の話をするときはここで終わりにするのですが、今日はUNODCの関連で、これまで思っていたことを付け加えたいと思います。

カンボジアは貧富の差が極めて激しく、地方では上下水道が完備されておらず、電気もないので、雨水をためるなどして質素な生活をしています。地方にある刑務所も大変劣悪な環境です。私がカンボジアで2年間行ってきた活動や、これまで継続してきた法整備支援により一定の成果はあるものの、それだけでは解決できない問題がまだあると思っています。

その中で、私の中で引っ掛かっていたことが二つあります。一つは貧困の問題です。私にはキムセンというアシスタントがいました。彼はもともとお坊さんでした。カンボジアの貧しい家の子は、食いぶちを減らすためにお寺に出されることがよくあります。彼は勉強熱心で、お坊さんをしながら勉強をしており、ひよんなことから、私が現地でアシスタントを雇うときに応募してきました。面接をしたら大変いい子だったので、私は採用しました。

私が任期を終える直前、キムセンは風邪をひいて仕事を休みました。そして、2~3日後に亡くなってしまいました。原因は水疱瘡です。当時、彼は29歳でした。日本では水疱瘡で死ぬことなど考え難いのですが、あっという間に亡くなってしまったのです。恐らく病院に行くお金がなかったか、インフラが十分ではなかったのでしょう。当時、私は法整備支援をしていましたが、こんなに近くにいる若者を助けることができなかったことを非常に後悔しました。ただ、現実にはドラマよりも不思議だと思っています。キムセンは新婚で、亡くなった日に長男が生まれました。彼がベッドで亡くなる前に長男が運ばれてきて、最後に1回抱き締めることができたのです。本当にドラマのような話が現実には起きました。

キムセンの奥さんの家は、日本の人が見たら貧しいとか、質素だと思われるかもしれませんが、地方の家としては比較的立派な方です。キムセンが亡くなった関係で、私を含め日本人がお見舞いでかなりのお金を渡したのですが、そのお金でこの家が建ったのです。ですから、生活レベルはカンボジアでは必ずしも普通ではなく、もっと質素な家もあります。キムセンの家の近くにデジタルカメラを持っていくと、子どもたちが集まってきます。栄養状態があまり良くないこともあると思いますが、中学校1年生ぐらいの子どももみんな結構細くて、小柄な子が多いのです。

こうしたカンボジアの貧困問題が、キムセンを助けられなかったという意味でも、私の中でずっと引っ掛かっていました。今はカンボジアもだいぶ経済発展していますが、それも二極化している部分があります。貧しい人たちはいつまでも貧しいので、これをどうしたら変えていくことができるかが、私の一つの課題です。

それと絡みますが、もう一つ引っ掛かっていたのは汚職の問題です。カンボジアの社会が良くなる理由の一つが汚職だとよくいわれます。確かにそのとおりで、例えば家で火事が起きても、消防士がお金を払わないと火を消してくれなかったり、小学校のテストで先生が生徒にお金を要求したりすることが本当に当たり前のようにあるのです。これまでの日本の法整備支援では、汚職の問題について直接触れるわけではなく、法律を作ったり、人を養成したりという支援をしてきましたが、やは



り貧困と汚職の問題も同時に対応していかないと本当の成果は上がらないと思っています。そうした中、今回 UNODC に派遣され、刑事司法分野ではありますが汚職についても取り組むことができ、ずっと引っ掛かっていた課題に対応できることを大変うれしく思っています。

#### 4. 2015 年という年

2015 年は国連設立から 70 年目の年でした。国連では 2000 年に世界の貧困などの共通課題を解決することを目的として、「Millennium Development Goals」として八つの課題を設けました。それが 2015 年に新たに作り替えられ、8 個だった課題が 17 個に増えたのですが、その 16 番目が法の分野の課題です。これまで国連や国際機関では、政治的な事情もあり、法の概念が共通課題として入ってきませんでした。それが 2015 年 9 月に採択された新しいアジェンダに含まれたことは非常に画期的で、そのことが私にとって 2015 年という年を印象付ける一つの理由になっています。また、従前の目標は基本的に途上国が対象だったのに対して、今回は先進国も併せてこれに取り組まねばならないことになっていることも、非常に画期的なところだと思います。

昨年 8 月にバンコクでテロが起きたことをご存じでしょうか。私は 2015 年 12 月から UNODC で働きはじめたので、そういう意味でも 2015 年は個人的に特殊な年であるだけでなく、テロの観点でも大変印象に残っています。タイで仕事をするようになったこともあって、タイで発生したテロは私の中で非常に大きな課題となりました。

実は、タイ南部の三つの県はムスリム系の人が多く、独立運動が盛んで、だいぶ前から似たような紛争が起きています。これまでに約 6000 人が亡くなっていると聞いています。日本ではあまり報道されていませんが、タイの中でもこのような動きが昔から既にありました。昔の紛争は、国対国という分かりやすい構造だったと思いますが、今は ISIL による事件やフランスのテロ事件など、どこどこの紛争かが非常に分かりにくくなっています。みんなが当事者であり、紛争が広がってしまっていることを、2015 年は強く感じました。また、UNODC がテロを一つの課題として取り組んでいることもあり、なおさら、どうしたらテロをなくすことができるかを考えるようになりました。

#### 5. 違いを超えて

その中で私が思うのは、UNODC としてテロと汚職に取り組むことも大事だけれども、やはりそれだけでは十分ではないということです。国や文化が違えば、価値観にも違いがあります。紛争の大きな原因は、違いを共有できないことだと思います。自分の価値観を唯一のものだと思っていて、他のものはおかしい、間違っている、劣っているという発想がテロを生んでいるように思うのです。

UNODC では英語が共通語ですが、ネイティブの欧米人の英語の話し方は二つに分かれます。一つのグループは、とてもゆっくりと、クリアに分かりやすい話し方をします。もう一つのグループは、俺の英語が分からないのかとでも言うように、アメリカ英語でまくし立てるように話します。それぞれのグループのアジアの人への接し方は、その話し方をかなり反映しています。一つ目のグループの人たちは、支援国との関係も、人間関係も非常に良いのに対して、もう一つのグループの人たちは、アジアの方々とコミュニケーションを取るのが下手で、プロジェクトがうまく進まない例もあります。

つまり、共通語の英語は、発音がどうであっても構わないのです。日本人は英語が苦手なので、きれいな発音ではないと劣等感を持っていると思います。しかし私は、きれいな発音だけが国際機関での言語ではないと思っています。共通語としての言語とは、相手に分かりやすいように、クリアにゆっくり話すことではないでしょうか。ですから、俺の英語が分からないのかという感じで話す人は、国際機関における仕事のスタンスとしてはどうなのかと個人的に思っています。

このような違いをどのように超えていくかが私の課題です。バンコクでは日本食が人気で、牛鍋やとんかつ、寿司などの日本食レストランが山のようにあります。また、日本の漫画や化粧品、電気製品、車などの製品も自然に認識されています。違いが自然に好意的に受け止められれば、間の関係は当然良くなります。タイの方々がとても親日であるのも、こうした文化がかなり浸透しているおかげだと思います。

従って、紛争を防ぐためにも、あるいは違いを認識して共有するためにも、露出を増やし、お互いが自然に理解を深めることができる世の中であるべきだと思います。その一つの方法として、例えば私のように、日本人が国際機関に出ることもあると思います。UNODC のバンコク事務所には日本人は私以外いませんし、UNODC 全体でも、恐らく日本人は 4 人ぐらいしかいないと思います。言語のネックがあることが大きいと思われませんが、UNODC に限らず国際機関で働く日本人は非常に少ないのです。しかし、単に日本のプレゼンスを示すだけでなく、中長期的にテロや紛争を防ぐという意味でも、お互いを知り合うことが大事だと思います。そのためにも若い方には、法律の分野に限らず、積極的にそのようなところに飛び出していてもらいたいです。

それから、これは法律家や国際機関の人だけでなく、企業の方々に対しても思うのですが、外国に進出し、その国の人に日本を好きになってもらうことは、日本にとって大変意味のあることです。バンコクのスーパーでは、豆腐や納豆などが普通に売られています。また、驚いたことに、金沢ゴールドカレーがピンポイントでお店を出しているのです。興味があったので取材したところ、お店の中で写真を撮って飾ってくれる仕組みがあるようです。ガオパオカレーというタイ風にアレンジしたカレーもありました。お客さんは日本人が大半かと思いきや、ほとんどがタイ人で、タイでは日本への憧れの気持ちが強いのではないかと店長はおっしゃっていました。金沢発祥の金沢カレーがバンコクで人気になっているのは大変良いことですし、このように日本のことを知ってもらえる世の中になればと思います。

最後に、先ほどご紹介したカンボジア王立裁判官・検察官養成校の入学式についてお話しします。入学式には生徒や学校関係者らのほか、フランス人と日本人の支援者が出席します。日本は昔、フランスに学んだ経験がありますが、その日本が今はフランスと一緒にカンボジアを支援しています。それはとても名誉あることですし、感慨深く思っています。われわれの大先輩方がフランスから学んできたことを基に、今度はわれわれがフランスと一緒に、あるいは単独で、自分たちができる支援を必要とされているところで行うのは非常に意味のあることです。日本の価値を高めることにもなると思います。こうした活動ができることは、本当に法律家冥利に尽きます。

一方で、企業の方や法律以外の仕事に従事している方が、いろいろな国々に進出し、日本を知ってもらうことは、単に利益を上げるだけでなく、中長期的に日本とその国との関係を良くすることにつながると思います。特にタイで日本食や日本製品の人気が高まっている様子を見て、私はそう強く思うようになりました。私は昨年 12 月に UNODC に来たばかりで、UNODC やタイのことを語るにはまだまだだと思いますが、あと何年か仕事をした上で、この点についてどう考えるのか、あらためて見つめ直したいと思っています。ご清聴ありがとうございました。

(司会) 柴田先生、ありがとうございました。柴田先生はトークセッションにご登場されるので、その後に質問をお伺いしたいと思います。

(司会) 第 2 部は、慶應義塾大学大学院法務研究科教授、松尾弘先生より「『法』を通じて広がる・

繋がる国際協力」と題してご講演いただきます。

松尾先生は民法や開発法学をご専門に法科大学院での指導・研究に従事され、法整備支援に関連する多くの著書を出されているほか、カンボジア、ラオス、ネパール、ベトナムでの民法の起草を担当されるなど、法整備支援の実務や理論に大変造詣の深い先生です。

それでは松尾先生、よろしくお願いします。

## 講演 2

**演題：「『法』を通じて広がる・繋がる国際協力」**

**講師：松尾 弘 氏（慶應義塾大学法科大学院教授）**

今日はこのような講演会にお招きいただき、大変光栄に思っています。金沢はとても美しい街で、柴田さんと同様に私も今回のセミナーを大変楽しみにしてきました。

今日のテーマは、法整備支援についてあらためて原点に立ち返って考えてみようというものです。これまで約 15 年間、法整備支援に関わってきた経験に基づいて率直にお話ししたいと思いますが、私自身の狭い経験の中からの話なので、もしかすると少し偏っているかもしれません。疑問に思われた点については、後ほどご質問いただければと思います。講演のタイトルは「法を通じて広がる・繋がる国際協力」です。その理由については最後に振り返る形で述べたいと思います。最初に法整備支援の具体的な内容とその広がりについてお話しし、続いて法整備支援の意味と目標や理念について、一つは日本経済という観点から、もう一つは国家の安全保障の観点から考えてみたいと思います。そして最後に、世界と次世代につなぐ法整備支援の活動についてお伝えしたいと思います。

### 1. 法整備支援とは何か

法整備支援には四つのタイプの活動があります。皆さまが法整備支援と聞いて最初に思い浮かべるのは、恐らく法律づくりの手助けだと思います。それはまさにタイプ I の法整備支援で、法案起草の手伝いをするために資料を集めたり、説明したりする作業です。しかし、これは全体の一部に過ぎません。

法律ができたとしても、それを使える人材がいなければ絵に描いた餅で終わってしまいます。そこで、タイプ II の法律を運営する組織の整備が必要になります。端的に言うと、裁判官や行政官の養成、とりわけ検察官の養成という大事な仕事です。さらに立法機関の整備を支援することも含まれています。

タイプ III は、法律が実際に適用されることによって権利を実現し、保護される主体としての市民、あるいは市民社会の能力の強化です。法制度を使うためには法律についての知識や情報が必要になるので、一般の方々の法律知識を高め、問題が発生したときには法制度に訴え掛けることのできる能力や情報量を増すための活動をしています。

タイプ IV は、より準備的な段階の活動です。法律の起草支援にしろ、人材育成や運営組織の支援にしろ、市民社会の運用強化にしろ、準備作業や道具立てが必要になります。例えば法律用語は日常用語から非常にかけ離れているので、辞書を作ったり、学生や一般の方々に説明するための教科書やパンフレットを作ったりしなければなりません。また、裁判の結果を一般に公開できるような判例公開システムの整備も大事です。それから、より基礎的な作業かもしれませんが、法律が適用される前提の社会がどのようなものかを十分に示す必要があります。そのための法整備支援の対象になる国や社会の事前・事後の調査も、広い意味での法整備支援の活動に入ってきます。

従って、一言で法整備支援といっても、非常に広がりがあり、レベルの違いを持った活動を包括的に表現しているものをご理解いただけたらと思います。

日本による法整備支援の主要活動の第一は立法支援です。ベトナムやカンボジア、ラオス、ネパールの民法の起草支援がその典型例です。第二は法曹人材の育成支援で、柴田さんのお話にもあったように、カンボジアの裁判官・検察官の養成校を支援します。具体的に言うと、学生を指導できる教員を育成するといった人材育成支援にも熱心に力を注いできました。第三は市民の法へのアクセス向上 (Access to Justice) です。これは、司法へのアクセス、あるいは正義へのアクセスと呼ばれており、市民の法律についての理解力や情報力を向上させるという意味ではリーガル・エンパワーメントとも呼ばれています。日本でも、例えば日弁連が一般市民に法制度をうまく使ってもらうために、弁護士会同士の情報交換やシンポジウムの開催、法律扶助の相談体制の充実などを支援しています。その他に、法整備支援の基礎的な準備作業として、辞書や教科書の制作や調査などを行っています。

法整備支援というと、日本の法律を外国に移植するとか、できるだけそれに近いものを伝達するというように理解されることがありますが、それは全く違います。現場の感覚からすると、むしろ日本法の移植やコピーはできるだけ控えようとしています。その理由は、やはり法律はその社会固有のものでないと生きてこないし、使われない、理解されない、軽視されるという感覚が非常に強いからです。同じ民法あるいは民事訴訟法でも、ベトナム、ラオス、カンボジアにふさわしいものがあることが徐々に分かってきました。従って、その国にふさわしい法整備を、できるだけその国の人たちの手で作ることを支援するという作業が現場では行われているのです。

第二に、今の話にも関連しますが、法整備支援は立法支援だけでなく、法曹人材育成支援も含まれます。市民の能力向上にも力を注いでいますし、社会調査も行っています。従って、日本は非常に広い法整備支援活動を行っていると感じていただきたいと思います。

第三に、法整備支援というと、ルールを作り、それを運用する組織をつくるという一つのアウトプットが目立ちますが、日本の法整備支援で強く意識しているのは人づくりです。柴田さんのお話にもあったように、トレーナーズトレーニングによって法律を教えられる人材を育成します。ただし、その方たちもいずれ仕事から引退するので、次につないでいける人材をつくることを重視しています。法整備支援は、例えば橋や道路を造るように形で残せるものではありません。しかし、大事なことがあると思います。それを目指しているところが日本の法整備支援の特徴と言えます。

私自身が関与した活動から、幾つか具体的な活動事例をお話したいと思います。2001年に始まったラオスの支援では、法律用語辞書と民法教科書を作りました。ラオスにはそもそも法律の概念がないので、言葉の意味を定義し、それを説明する必要があります。例えば法律用語に「契約」という言葉がありますが、その理解は人によって異なるため、定義し、説明しなければいけません。また、「不法行為」も、他人の財産に誤って損害を与えたときに賠償しなければならない行為であるとはいちいち説明できないので、そのような行為を一言で不法行為と言うという約束事をして、言葉を作らなければいけないのです。これは至難の業です。立法担当者の間だけで決めて作っても、恐らく一般の人には理解されないでしょう。ですから、できるだけ説明的で、それを見ればイメージが湧くような用語を作るように心掛けました。

最初の辞書づくりはシンプルなものにとどまっていますが、続々と新しい概念が必要になってくるため、この作業はまだ続いています。今、ラオスでは民法典を作っており、ここでも用語を作る必要が出てきています。例えば権利義務の主体足りうる資格のことを「権利能力」といいますが、その概念がないので、どのような言葉を当てるか考えなければいけません。その他にも、単独で契約その他の権利変更ができることを意味する「行為能力」や、「取消し」「解除」といった、似ているけれど

も違う概念を持つ言葉をどのように定義するかというところから始めています。非常に時間がかかりますが、必要不可欠な準備作業です。

次に、教科書です。立法支援というと、日本で作った草案を現地の言葉に直し、議論しながら現地の草案を作るというイメージがあると思いますが、全く違います。現地の人が草案を書かなければ意味がないし、そうしなければ納得を得られないのです。自分の国のルールを自分で作ることに、現地の皆さんは非常にプライドを持っています。そのプライドを傷つけるような作業をしても、恐らく使われるような法律にはなりません。そのために法律を起草できる人材の育成から始めるのですが、それにはみんなの共通知識を高める必要があります。そこで、2001年から教科書を作りはじめました。最初の教科書は少し大判で、図で説明するなどしています。この図を描くのも現地の大学の先生や裁判官・検察官、司法省の役人です。それについて、説明に矛盾点はないか、もう少し具体的であった方がいいのではないかといったやりとりをしながら、3年間かけて作りました。

教科書を読んだだけではよく分からないので、問題集も作りました。民法の問題集では財産法や家族法を含めて6問ほど作り、それについて、日本法による解決の仕方とラオスの法律による解決の仕方を比較できるようにしました。制作の過程で、イラストがあった方が分かりやすいのではないかと提案が出てきたので、ラオスの人に描いてもらいました。日本ではあまり見掛けないようなイラストですが、ラオスの人が見たときの悪者や、善良でだまされやすいタイプの人の表情などが描かれています。

そうした活動を経て、2009年6月から民法を起草する作業が始まりました。40名ほどの起草担当者が集まって四つのグループをつくり、世界各国の民法典の編別構成の例やそのメリットとデメリットを紹介しながら、ラオスに適切な編別構成について議論しました。このときにできた骨格は、われわれとしてはまだファイナライズされていないものと理解していたのですが、振り返ってみると、各グループから出てきた多くの提案を議論した結果が今も維持されており、ラオス独特の構成になっています。

民法典の構成は、フランス型とドイツ型に大きく分かれます。フランス型は、まず人の法が来て、次に物の法、そして、その次に物に対する権利の移転が来るという構成を取っています。他方、ドイツ型は一般原則を先に持ってきています。まず総則が来て、次に物権や債権が来て、そして家族法の親族相続が来るという構成です。ラオスはそれを折衷した形で、最初にドイツ的な総則を作り、2番目に自然人や法人、家族といった人の法律が来ます。それから所有権など財産に関する法律、契約や不法行為、担保の話があって、そして相続の話が来るという構成になっています。

ここにはラオスの国の人たちの共通の思いが表れています。ラオスでは家族が社会の一つの構成単位になっているため、財産の前に家族を重視するのです。その上で家族の財産が取り引きされ、トラブルが発生したときには解決し、家族の構成員が亡くなったときには相続が発生するという社会構成原理が反映した民法典になっています。

その2年後に、民法草案の第2草案、第3草案の起草セミナーを現地で行いました。その後、日本で行われた最終段階の調整作業では、まず分野ごとに四つのグループに分かれ、ラオスの原案に対して質問やコメントをしながら、それをどのように改正にするかを議論し、さらに全てのグループが集まった会議で全体の修正作業をしました。見込みとしては、6月ごろまでに作業を終えた後に一度国会に提出し、うまくいけば12月末に成立するかもしれないという状況です。

ネパールでも2009年から民法草案の起草が始まりました。ネパールは王制が廃止された後もなかなか憲法ができず、ようやく昨年9月20日に作られたところです。従って、これから民法典の草案が審議されますが、私たちはそれに至る前の起草段階の支援をしました。ネパール側から出された民法草

案の条文に対して日本側が質問やコメントをして、それに基づいて改定バージョンを作るという作業になります。例えば二重売買禁止の規定は、いったん他人に売ったものは二重に他の人に売ってはいけないというのですが、このような規定を民法の条文で作ってしまうと、どちらが第1売買で、どちらが第2売買かで争いになる可能性があります。そうした場合に決め手がないと裁判官が困るので、例えば不動産であれば登記など公的な証書を最終的な優劣の決定基準にしてはどうかと提案しながら起草していきます。

そうして2011年に最終的な民法草案ができたのですが、議会在解散し、立法府が消滅してしまいました。空白期間が1年以上あって、立法府の議員の再選挙を行い、議会在復活して、昨年9月に憲法ができたのです。しかし、ようやく民法草案の審議に入るかと思ったら、2月末で国会が解散してしまいました。ここ6年ほど行ってきた作業が一体どうなるか、この草案の行方はわれわれには全く分かりませんが、できるだけことはしたいと思っています。

もう一つご紹介したいのが社会調査の話です。民法や民事訴訟法など、どの国にもある、あるいはあるべきと考えられている法律でも、その内容には非常に特殊な部分があります。特に家族法や相続法、不動産の取引については、昔からあるといわれているルールをわれわれがなかなか理解できないことがあります。そういうことを理解するためにも、社会の慣習や、その国の人たちが持つ独特の考え方を知りたい。そして、その国に合った法律を作りたいという強い思いがあります。そのために、われわれは社会調査を実施しています。われわれの方から調査させてほしいとお願いすることもあるが、国際協力機構（JICA）や法務省の国際協力部からご提案いただくこともあります。できるだけそのような機会を設けています。

ネパールの調査では、北部のムスタンに行きました。ここは標高3500～3800mのトレッキングの拠点となっている場所です。地方裁判所では裁判官の方から、どのような事件が多いのか、どのように問題を解決しているのかという話を聞きました。それから、地域の村にも調査に行ったのですが、私が驚いたのはコミュニティが生きていることです。村にはかなり自立的なコミュニティがあり、問題があったときはまず村長たちが駆け付けて相談に乗るということが非常に頻繁に行われています。その上でどうしても解決できない問題が裁判所に持ち込まれるため、裁判所に来る件数はそう多くないということです。両方から話を聞くと、確かに矛盾していません。もう一つ驚いたのが、女性の地位が非常に高いことです。北部の村では、女性同士で小規模な金融システムをつくっています。各家庭から出したお金を積み立てて少額融資の原資にするという仕組みを自立的に動かしているという特徴があることも分かりました。

ところが、同じ国の中でも、南部に行くと社会の仕組みが違います。インド国境に近い村では、境界標として白いボールのようなものが置かれているだけで、誰でも簡単にビザなしで国境を越えられるようになっています。国境の検問所も、バー一つで管理しているという状況です。この村は農業社会で非常に豊かではありますが、男性社会なので、女性が自立的に組織をつくり活動する様子はまず見られません。話を聞きたいといって集まってもらくと、ほとんどが男性で女性は一人もおらず、裁判所や検察庁にも行きましたが、やはり女性はいませんでした。また、村には上下組織があり、政治的な組織との結び付きも非常に強いです。インドとも近いので、政治的な理由から一つの村の中に複数のグループが存在し、いろいろな意思決定が、自分たちが所属する組織の意思決定に大きく影響されています。こうした調査から、ルールを作るときには社会背景や慣習等の違いを理解する必要があるということが分かってきました。

カンボジアでは、裁判官・検察官養成校の研修を支援しました。現地では、柴田先生は「ノリコ」と呼ばれ、大人気だったことがよく分かりました。弁護士のグループ研修では、日本人の弁護士から

説明を受けながら問題解決のための教材を作っていました。一般市民に届けるパンフレットを、本当に全身全霊を込めて作っているという印象を受けました。先ほど人づくりを重視すると言いましたが、やはりここでも人のネットワークが繋がっており、かつての教え子に会うこともできました。

このような活動をしていると、われわれは日本と離れた国で一体何をしているのか、この活動にはどのような意味があるのかと絶えず自問自答させられます。そうした一種の不安というか、自己回帰にも直面するのです。

私たちが考えている法整備支援の目標の一つは立法支援です。これは各国の法秩序の基本となるルールを作ることですが、これだけでは単なる線に過ぎません。それを実際に運用できる法曹人材の育成や、裁判所、検察官の組織、弁護士の組織、あるいは立法機関をつくるというもう一本の線が必要です。しかし、これでも面に過ぎず、実体を持ち得ません。先ほども言いましたが、市民の法へのアクセスが充実し、実際に使えるものになって初めて法は実体を持つのです。それをできるだけ社会の中に広げていくことが、恐らく法整備支援が目指していることではないかと思います。風船やタンクに水をためるイメージでしょうか。うまく言葉で表現できないのですが、実体があつかめないと法整備支援をしているという実感が得られないというのが私たちの感覚です。

法律問題に巻き込まれたときに、いつでも、どこでも、誰でも同じようなサービスを受けられるという安心感が充満している社会が、「法ユビキタス社会」と呼べると思います。法整備支援が最終的に目指しているのは、法ユビキタス社会の実現です。ただし、言うは易しで、これは本当に難しいことです。風船がなかなか膨らまない、あるいはタンクに水をためようと思っても水漏れを起こしてたまらないというもどかしい状況を、どう解決し、実現していくかを考えています。

## 2. 法整備支援の広がり

法整備支援は、日本だけでなく各国の政府と国際機関によって行われています。英米型の法律をベースにしている国や、ドイツやフランス型の法律をベースにしている国、北欧型の法律をベースにしている国があり、それぞれが外務省や貿易省（日本で言う経産省）、独立省庁、また複数省庁の共管によって実施されています。

日本による法整備支援の展開についてですが、平成 21 年に定められたオールジャパンによる法整備支援に関する基本方針では、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、モンゴル、ウズベキスタン、中国が重点 7 カ国とされました。その後、平成 25 年の改訂版ではこの 7 カ国から中国が除かれ、バングラデシュとミャンマーが加わり重点 8 カ国となりました。そして、支援はさらにイランやパレスチナなどの中東諸国や、ケニア、タンザニア、コンゴ民主共和国、コートジボワールといったアフリカ諸国にも広がっています。これらの国々はあくまでも重点的な取り組みの一つとして挙げられているだけで、実際にはその他の国でも支援が行われています。法整備支援にはさまざまな主体が関わりますが、政府による法整備支援はその国の政策に基づくため、国家政策と非常に強い関わりを持っています。従って、重点国の選択についても、やはり国の政策が反映されていることが感じ取れると思います。

最近では日本企業の海外展開に有効な投資環境整備が重視されており、そのようなことも見直しながら法整備支援の対象国を考えています。しかし、法整備支援は予算も人材も限られているので、できるだけ効率的な支援を実効的に行うためには多くの工夫が必要です。実際にどの国に幾ら予算を注ぎ込んできたかという点、昨年発表された ODA 評価によると、予算ベースで最も力を入れた国はベトナムで、1996 年 12 月から 2017 年 1 月までで約 40 億円という計画になっています。次いでカンボジア、中国が 20 億円弱、インドネシア、ラオスが 10 億円という順で、以下、中東諸国やアフリカ諸国が並

んでいます。あくまでも予算ベースに過ぎませんが、総額で約 145 億円注ぎ込んでいるというのが日本の法整備支援の一つの規模感かと思えます。橋やダムを造る活動ではないため、費用の多くが人件費などのソフト面に使われています。物的なインフラとの違いもありますが、予算規模で言うと、実はあまり大きなものではありません。

そうした日本の法整備支援を外部から評価したり、批判したりする文献が最近増えてきています。ある外国の法律雑誌に載った日本の法整備支援の特徴に関する論文をご紹介しますと、日本の法整備支援は漸進主義（インクリメンタル）で、ゆっくり慌てずに進められていくといわれています。それから、自国法の売りは控えめであるということです。確かに日本は相手国に一番ふさわしい法を作ること心掛けていますが、そのことが特徴として理解されているようです。

その他に、比較法を重視している点や、いろいろな国の情報を提供して選択肢を提示する点が評価されています。確かに、日本は比較法の情報が非常に豊富です。いろいろな国の言語が読める法律家が多いので、その点はアドバンテージが高いのでしょう。語学力が大切であることを再認識させられます。また、裁判官や検察官、弁護士、研究者など多様な専門家が関与していることも挙げられています。人間関係を重視する点や、1 回で駄目なら第 2 フェーズ、第 3 フェーズと試す、あるいは新たにプロジェクトを立ち上げるなど柔軟なサイクルで対応する点、それから相手国の自助努力を重視している点が評価されています。

一方、予算面については他国に比べて非常に制約があることが指摘されていますが、私も他国と比較したわけではないので正確なことは言えません。法整備支援の活動をどこまで含めるかで統計の取り方が違うため、同じ基準で比較することができないのです。ですので、ここではそのような指摘があることだけご紹介します。

次の特徴は私自身も実感しているのですが、やはり相手国の歴史やアイデンティティー、文化、誇りに対する敬愛の念を持った法整備支援であるということです。単に尊重し、理解するだけでなく、それに対して自分なりに内在的な親しみを持っている人が私の同僚にも多い気がします。それから、相手国に最もふさわしい法システムの形成を通じた支援をしているということです。これは、単に法律を作るだけでなく、私たちも国づくりに貢献するのだとの意識が非常に高いという特徴が表れた評価だと思います。

次に、グッドガバナンスについてですが、これは非常に多面的な側面を持っています。一つは、良い政府をつくることです。国民のことを考える良い立法府、立法に基づいていろいろな政策を強力に実施する強い政府、問題が起こったときに公平な判断を下す合法的な司法をつくり、これらが相互にチェック・アンド・バランスを働かせる、いわゆる三権分立によって良い政府ができるのです。この良い政府の主導の下に、経済活動を活発にして物やサービスや情報を豊かにし、市場をつくる。そして、市場の活動を効率化するために企業を設立する。国家がそのような仕組みを充実させるということです。さらに、市場・企業のような経済的な組織や、政府のような開発・政策を主導する組織だけではなく、それらの活動を監視する非経済的な市民社会を養成することで、政府、市場・企業、市民社会の間に効率的なバランスを保つことができます。このような国家をつくるのが良い統治であり、法整備支援は国づくりの一端であるという理解の下、われわれは活動しているのです。

では、良い統治は誰がつくるのでしょうか。多くの先進国は何百年もかけて良い統治をつくってきました。よくモデルにされるのはイギリスで、400 年も 500 年もかけて統治システムをつくってきました。一方、日本のように限られた時間の中で法整備支援を行うとなると、多くの場合は政府主導になります。しかし、政府主導で一方的に押し付けていっても、恐らくうまくいかないでしょう。できるだけ民間の主体性を発揮しなければいけないのです。日本の戦後の政策でいわれた政府主導から民



間主体へという考え方が、法整備支援の対象国、とりわけインドシナ諸国をはじめとするアジアの国々の法整備支援の一つのパターンとして特徴づけられています。しかし、これを実現するのはなかなか難しいです。立法、行政、司法の三権分立の確立は非常に難しいと思います。

カンボジアの閣僚評議会は、白亜の御殿のような立派な建物です。その隣にある首相府も大変立派で、プノンペンの空港から中心部に向かう途中に見ることができます。また、最高裁判所も伝統的ではありますが、非常に小ぶりでかわいらしい建物です。さらにお寺を挟んで隣には司法省があり、この中に高等裁判所が入っています。こうした建物の規模や構造が、カンボジアにおける三権分立の現状を象徴的に表していると思います。つまり、三権分立は決して所動ではなく、政府を行政が強力に引っ張り、行政の行き過ぎを司法や立法府がコントロールする形で、辛うじてバランスを保ちながら徐々に作り上げられたものなのです。

実は日本も三権分立の形成過程で、今で言う最高裁判所の大審院において、裁判官たちが問題にぶつかった場合は司法省にお伺いを立ててから判決を出していた時代があります。しかし、結果が出るまでに時間がかかって判決に間に合わず、死刑判決が出てしまったこともあり、そうした問題について法制史家の間で研究がなされています。三権分立は徐々にできてきたものであり、決して最初からあったものではありません。そのような国づくりのプロセスに、私たちは自分たちの経験を生かしながら関わっているのです。

国の秩序をつくるには、法律だけではうまくいきません。政治と経済の仕組みをバランス良く組み合わせながら国づくりを支援していくことが大事です。政治と経済と法の間には好循環を生み出した国は、比較的、経済成長をしているといわれています。特に日本や韓国、台湾、シンガポール、香港、インドネシア、マレーシアなどの東アジアの国々は、好循環により、1960年代から1980年代にかけて他の国に増して非常に大きな経済成長を遂げました。

これらの国々には一つの共通点があります。まず、政治がある程度強く、国内統治を実現することができました。その強くなった政府をコントロールするために憲法を作り、立憲的な秩序が生まれました。それに基づいて政府が経済成長政策のための立法を行い、投資を誘発したり、主要産業に融資したりする形で経済成長を成し遂げました。ここで大事なのは、経済成長の成果を一つの企業や特定の団体にとどめるのではなく、市民にできるだけ分配するシステムができたことです。それが比較的うまくいったのが、これらのアジア諸国であるといわれています。

その結果、さらに市民のための法教育や市民の権利義務を規定する立法を行い、それに基づいて民主化が促進されました。ここでの民主化はアラブの春とはかなり様相を異にしており、経済成長と両立可能な形で民主化を図る運動が起こりました。さらにそれが成長と衡平につながっていき、ここに一種の好循環が生まれました。これが、日本、韓国、台湾、シンガポール、マレーシアなどが早期に成長した原因ではないかといわれています。

一方、日本の法整備支援の対象であるベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーはどうかというと、非常に成長はしているものの貧困が問題となっています。カンボジアのプノンペンには、国立競技場やカジノ、マンション、イオンモールなどの商業施設が建ち並ぶ、成長が目覚ましい都市です。ところが、市内の中心部を流れるトンレサップ川とメコン川が合流する付近には、川岸でテント生活をしている人たちや、河川敷に掘っ立て小屋を建てて住んでいる人たちがいます。調べてみたところ、かつて国立競技場を造るときに、そこに住んでいた人たちが強制立ち退きを命じられ、行き場がなくなったのだそうです。一部の住民は補償をもらって他の地域に移転していますが、こうした人たちが共存しているのがプノンペンの現状です。そのため、カンボジアでは、成長と公平を達成し、経済と政治と法の好循環に乗せていく方法を考えています。

誤解のないようにしたいのですが、カンボジアはこれが問題だから好循環が起こっていないというわけではありません。これは、これから好循環を起こすためにはどうすればいいかという問題であって、私はそこに可能性があると考えています。多くの NGO は、政府は一部の人たちの利権のためだけに開発・政策を実施している、取り残されている人がいるのではないかと批判します。確かにそのとおりかもしれませんが、それを批判するだけでは問題の根本解決にはなりません。好循環に乗せていく次の手を一緒に考えることを、法整備支援の中では常に意識しなければならないと思います。

### 3. 日本経済と法整備支援

法整備支援を行うことは、日本にとってどのような意味があるのでしょうか。先ほどご紹介した法整備支援の基本方針の平成 25 年改訂版では、法整備支援は日本企業の投資環境を整備し、日本企業の海外進出をサポートすることにも役立てるべきだとされています。それはまさに、日本が ODA で行っている法整備支援の大事な目標の一つだと思います。

日本経済における法整備支援の意味については、三つの視点があります。一つは、生産の国際ネットワーク化です。今や、物やサービス、情報の生産は日本国内で完結していません。皆さんが持っている文房具や服、アクセサリを見ても、最近ではメイド・イン・チャイナだけでなく、タイやベトナム、バングラデシュ、ミャンマーで作られたものが増えています。そのような形で日本企業の生産を国際ネットワークに乗せるためにも、それぞれの投資先の法制度を確立し、法ユビキタスをできるだけ実現していくことには大きな意味があると思います。

最近では、日本企業の中でも、発展途上国から世界に通用する製品を作るために乗り出したベンチャー企業が増えてきました。その投資先あるいは生産拠点として潜在的な可能性を持っているのがベトナムです。昨年 11 月に調査に行った際に、ベトナム北部の農村地とハノイ中心部から郊外に広がる都市、ホーチミンの北に広がる大地とメコン河口地帯を見ましたが、大きな可能性があることを実感しました。

二つ目の視点は、消費市場の開拓です。先ほど金沢カレーの話がありましたが、今や日本の野菜、果物、牛肉をアジア諸国に売り込む動きも出てきています。法整備支援対象国の経済が活発化し、安定的に成長することは、日本製品が売れる市場をつくるという意味でも非常に重要です。メイド・イン・ジャパンの製品の進出先という点でも、法整備支援は大事だと思います。

三つ目の視点は、コンプライアンスの普及です。法整備支援の対象国においてルールに従って競争できるようになれば、たとえ競争に負けたとしても、より良い製品を作ることで良い結果が生まれることもあります。コンプライアンスを促進するという意味でも、法整備支援は、合理的なルールに基づいて競争するための基盤づくりにとって必要なことだと考えています。

今や日本企業の活動は世界で見られますが、この現象はアジアを中心としたリージョナリズムとも言えます。このことについて、これからは東アジア共同体をベースに考えていくべきか、それとも最近の TPP の話題にも出てくるようにもっとグローバルに考えていくべきかという議論があります。あるいは、法整備支援は東アジア共同体のための共通法づくりだと特徴づける人もいます。しかし、私はその意味付けを必ずしも東アジア共同体に限る必要はないと思います。東アジアにおいて競争するための基盤づくりという意味もあると思いますが、そのことはグローバルに競争するためのルールを提案することと決して矛盾するものではありません。そうした二つの大きな国際的なうねりの中に日本企業が置かれていることを前提に、私たちは国際的な法整備支援の意味付けを考えています。ある意味では狭いリージョナル的な枠にとどめる必要はないということです。

#### 4. 安全保障と法整備支援

法整備支援の意味は、今はもう少し広がっていると思います。日本以外の国、とりわけ隣国や周辺国が繁栄して平和になることは、取りも直さず日本の利益です。最近では中国や韓国などの隣国との間でいろいろな問題があり、国際的には紛争も起こりつつあります。そうした紛争をできるだけ回避し、難しい問題は決着を急がず、なるべく良好な友好関係を維持しながら相手国の経済的な繁栄と安定のために協力することが重要だと思います。

日本は中国に対する法整備支援を継続的に続けてきましたが、旧重点7カ国から重点8カ国に変わったときに、中国は対象国から除かれました。これは法整備支援をやめたわけではありません。われわれにも周辺諸国に対するライバル意識があるのです。今や中国や韓国、その他の東南アジア諸国は投資を拡大し、競争も激しくなっていますが、日本もその競争にどんどん乗っていけばよいのです。中国資本や韓国資本でできたインフラを日本も利用しながら、相互に健全な経済競争をしていくことが重要です。また、そのようなことを通じて、単に経済的な繁栄を促進するだけでなく、相互に安定的な国際関係を樹立するという意味での国家安全保障のための法整備支援についても、私たちは十分に意識したいと考えています。

政治哲学者のJ・ロールズは「民主制が確立された国家の間では戦争は起きない」と述べ、戦争を抑止する要因として、一つはそれぞれの国に民主制を確立すること、もう一つは貿易と商取引が活発になることが重要であると言っています。このことは非常に大きな意味を持っています。単に戦争しないと約束するだけでは、やはり十分な担保になりません。相互の利益になるような取引をしているという深い経済関係を築くことが、取りも直さず二国間に安定的な平和をもたらすのではないかと考えています。そのためには経済成長と両立可能な民主化の価値というものが重要です。先ほどの経済の好循環という考え方も、ここでは大事になってくると思います。

そのような形で良い統治を確立した国家が一つでも二つでも増えていくためにも、法整備支援のネットワークを拡大していくことが、最終的には国際平和に通じるのではないかと思います。これを「法を通じた世界平和」と表現することがありますが、法整備支援の重要な目標の一つと考えられます。そこで確認できるのは、国によって文化や宗教、政治的な仕組みは違うけれども、共通の法の根拠・理性はあるということです。法整備支援をしていると、そういうものの存在に気が付くのではないかと。また、それを一つの手掛かりにして国家間の平和的な関係を築けるのではないかと。私はこれが法整備支援の理論的な根拠だと考えています。

国家安全保障のためには、軍事力を伴う政治権力も大事になるかもしれません。しかし、政治権力とともに法の根拠に基礎付けられた国であることが、最も安定的な安全保障の根拠だと思います。そういう意味では、安全保障の車の両輪として法整備支援を位置付けるべきではないでしょうか。そうした観点から考えると、安全保障を実現できるような法整備支援は、一朝一夕には実施できません。やはり長い間、継続していく必要があると思います。最近の国会の議論でも、法整備支援を日本の司法外交の柱として積極的な平和主義外交の基盤とし、国際協調主義の要として維持していくという考え方が出てきています。このような政治的な動きにも乗せて、安全保障としての日本の法整備支援の意味付けをしていくことが大事だと思います。

#### 5. 世界と次世代につなぐ法整備支援

法整備支援は一つの世代だけで完結するものではないという感覚を私は持っています。私が法整備支援を始めて15年になりますが、本当にあっという間でした。一体この間に何ができたのだろうと思うと、忸怩たるものがあります。やはりこれはとても一世代ではなし得ないことなので、私たちの経

験を次の世代にバトンタッチしていくことが大事だと思います。若い学生の皆さんには、法整備支援という活動の面白さや意義深さを知っていただき、将来の進路選択のときにそういう方向もあるとお考えいただきたいと思います。現在、大学やロースクールでは、法整備支援やそれを理論的に根拠付けるための開発法学の講座もありますが、今後は高校生の段階からこうした活動に関心を持って勉強される方に対して、情報提供の機会を増やしていきたいと考えています。

法整備支援の対象国で私がよく目にするのは、子どもたちの目です。両親の愛情をたっぷり受けて生き生きと遊んでいる子どももいれば、どこかをぼうっと見詰めている子どももいます。いろいろな子どもたちに出会えるわけですが、このような活動に世界の人たちがもっと参加できる機会を増やしていくことが必要だと思います。とりわけ若い人たちはこうした問題への関心が非常に高く、カンボジアのプノンペンにある日本法教育研究センターで学ぶ人たちは、日本の近代化の話を食べるように聞いて、とてもよく反応してくれます。若い人たちに問題の面白さや重みを伝えることには大きな意味があると感じられるので、そのような機会をできるだけ増やしていきたいと思っています。

手塚治虫の『ブッダ』の一節に「この世の中は、どんなものでも何かお互いにつながりを持っている」とあります。私はこの部分が非常に好きなのですが、現在、一つの国の中で生活が安定的に成り立っているという状況はないと思います。やはりお互いに他国の経済的繁栄や政治的安定に関心を持つことには、十分な理由があると思います。一見、それは余計なお節介のような気がします。しかし、よく考えると、実は私たちの世界はお互いにつながりを持って成り立っているのです。法整備支援の活動は、そのようなことについても認識を深める機会になるのではないのでしょうか。

もう一つ、佐久間象山の言葉に「余（われ）年二十以後乃ち匹夫一國に繫（かかわ）り有るを知る三十以後乃ち天下に繫り有るを知る 四十以後乃ち五世界に繫り有るを知る」というものがあります。20歳になって私は一つの藩の関わりの中で生きていることを知った、30歳以後は日本全体との関わりがあることを知った、40歳以後は世界との関わりがあることを知ったという意味です。佐久間象山は日本の安全保障や通商の問題について政府に提案しますが、先進的過ぎて暗殺されてしまうという結末を迎えました。この言葉から、私たちは法整備支援が目指すことの一つを再認識できると思っています。

最後に、特に若い方へのメッセージです。自分たちは何のために法整備支援をしているのかと、ふと不安がよぎるときに私が思い起こすのが、内村鑑三が聖書の裏側に書き留めていた言葉です。「I for Japan. Japan for the World. The World for Christ, And All for God.」。内村はクリスチャンなので、この言葉を自分の心に刻み込んで活動していたのだと思います。「Japan」には自国の名称を、「Christ」「God」にはより広いものを当てはめて、自分なりの「The World for〇〇」「All for〇〇」をぜひ考えていただきたいと思います。視野を外に広げながら法整備支援に関わるることについて、皆さんと一緒に考えていけたら大変幸せです。ご清聴ありがとうございました。

（司会） 先生、ありがとうございました。

## トークセッション「新しい法の架け橋」

コーディネーター：阪井 光平 氏（法務省法務総合研究所国際協力部長）

パネリスト：柴田 紀子 氏（国際連合薬物・犯罪事務所職員 検事）

松尾 弘 氏（慶應義塾大学法科大学院教授）

（司会） それでは、トークセッションを始めます。進行役は、法務省で法整備支援を専門的に扱っている法務総合研究所国際協力部部長、検事の阪井光平様です。今ほどご講演いただいた柴田先生、松尾先生に、「新しい法の架け橋」をテーマにお話しいただきます。

（阪井） お二人の先生方、今日は大変ありがとうございました。中島検事正のご挨拶で、金沢の人たちは法整備支援を間近に聞くことができるアドバンテージをお持ちだというお話がありましたが、まさにそのとおりだと痛感しました。

法整備支援は、本当にいろいろな人によって行われています。国の法律家である検事や弁護士、あるいはそれ以外にもさまざまな分野の方が携わっていますが、それを研究者である大学の先生方が強力にバックアップする形で、まさにオールジャパンで実施しています。特に松尾先生はこの分野の第一人者で、日本の法整備支援に携わっている人で先生の名前を知らない人はいないと言っても過言ではない存在です。また、柴田先生も日本の法律家として現地や国際機関で活躍されており、法整備支援のパイオニアとして、検事や他の法律家の中でも極めて有名な方です。今日はその二人から話が聞ける大変有意義な機会だったと思います。

私の方から幾つかお聞きしたいと思います。外国で活躍している日本人というと、まず思い浮かべるのは外交官かもしれません。他方で商社マンなど、日本企業から外国に行って働いている人も大勢いると思います。法整備支援に携わっている人、あるいは私が先ほど申し上げた人たちは、日本とその国の間のまさに架け橋をつくる一つの大きな集団になりつつあります。ハノイに立派な空港ができましたが、これは日本の支援のたまものです。また、街中にはニャットン橋という、これもまた大変立派な橋がありますが、こちらも日本の支援によるものです。

このように、日本は外から見える橋や空港を造る援助をしていますが、それを支える人の動きをバックアップするのが法律です。その法律を作り、整備するために法整備支援を行っているわけですが、お二人に、そもそも法整備支援に関わるようになったいきさつをお聞きしたいと思います。松尾先生は法律の研究者なので民法の研究から始まったと推察しますが、それが今やこのような形で法整備支援の第一人者になられています。ご講演の最後の方のお話はパッションがにじみわたっていて、感銘を受けました。そのお話も踏まえて、松尾先生が法整備支援をされるようになったいきさつをお聞かせください。

（松尾） 私は法律の分野で民法を専攻しています。ロースクールでは民法の授業を担当しており、民法総則から物権法、債権法、親族法、相続法、家族法まで、それぞれの条文解釈や判例の解説、そして問題が起こったときにどのように解釈するかを説明しています。私自身、それぞれ非常に興味深く取り組んでいます。

しかし、そこで一つ物足りないことがあります。法律の条文はそれなりに意味を持っていますが、その前提には社会がそのようなルールを必要とする理由があります。その理由は社会によって違うのではないかと。その原因をどうしても知りたいと思ったことが、この分野に足を踏み入れた理由です。恐らくそこには政治的な理由や経済的な理由、あるいは宗教的な理由があるかもしれません。法律を

生み出す構造は何か、それは社会の仕組みによって大きく違うかもしれない。そうした目に見えないものを見たいという一種の好奇心というか、やむにやまれぬ欲求があり、この分野に携わるようになりました。

今の話と関連して、インドシナ諸国の民法とその特色についてお話しします。ベトナムは2005年に民法典を作り、昨年11月に新しく改正しました。条文数は、2005年は777箇条、2015年は少し減って689箇条です。カンボジア民法典は、日本の支援により2007年にできました。条文数は1305箇条と、非常に詳しい民法典です。ラオスは、今現在の草案は667箇条で、割とベトナムに似ています。

ベトナムとラオスは非常にシンプルな条文で、しかも条文数も少ないので、ルールとしては初期段階にあるというか、遅れているとの評価を受けることがあります。それに対してカンボジアは日本の支援も強力に入っているため、大変詳しい民法典になっています。日本の民法よりも条文数が多いです。これを比べてどちらが良い、悪いということはなかなか言えないと思います。それぞれの民法に意味があり、社会背景があるからです。

では、その違いの原因は何でしょうか。一つの例が、継親子関係です。ある夫婦が離婚して、一方は子どもを連れて再婚しました。いわゆる連れ子です。連れ子と再婚相手とは血のつながりがないので、親子関係はありません。しかし、ベトナムやラオスでは、継親子についても実子・養子と同じような子どもとして扱うという条文があります。ラオスに至っては、相続法では実子も養子も継子も平等な相続権を持ちます。継子の法的な地位や扱い、考え方が国によって違うのです。その考え方の違いが一体どこから出てくるかを知ること、その法律がその国に一番ふさわしいものと分かります。

それから、胎児は法律の権利主体になるかという問題があります。カンボジアや日本では、お父さんが亡くなったときに、お母さんのおなかの中にいる胎児にも相続権が認められます。ただし、死産の場合、相続権は認められません。ところがラオスでは、胎児の段階で相続権が認められ、お母さんがその相続財産を管理します。不幸にして胎児が亡くなった場合はお母さんの財産になります。つまり、胎児の特別の相続権をお母さんに認めているのです。

このルールが正しいかどうかということとは言えないと思います。法律の根拠である Reason とその前提にある Justice のアウトプットは一つではなく、その社会背景によっていろいろな考え方があります。それが知りたいというのが、私がこの領域に足を踏み入れた理由です。

(阪井) 先ほどのお話では、先生は15年ほど法整備支援に関わっているということでしたが、本来持っておられた好奇心は、15年間の経験を通してどのように変容しましたか。

(松尾) 問題関心は全く一貫しています。この問題は非常に奥が深いですし、特に法律に興味を持つ方にとっては大変面白い問題領域ではないかと思います。ただ、法学の分野の中では法解釈論が主流で、その他にも基礎法学としての法哲学や法制史、最近では法と経済学というような論文もありますが、その問題関心に勝るとも劣らない面白さがあるという印象をずっと持ち続けています。

では、実践としてどのようなアウトプットができたかという点、自信を持って示せるものはまだありません。しかしながら、淡々と継続して活動していくしかありませんし、自分ができなければ次の世代にバトンタッチしようと思っています。私は法整備支援の現場に学生を連れて行って、実際に仕事を見せるようにしています。法務省の国際協力の方にはいつも学生たちを温かく迎えていただき、大変ありがたいと思っています。そのような取り組みを継続していきたいと思っています。

(阪井) ありがとうございました。

柴田先生の場合は検事なので、自分からこの道に進んだとはなかなか言いにくいところがあるかもしれませんが、今や国際連合の方で活躍されています。ご自身のキャリアパスの中で、どのような形でこの方向に進んできたのかをお聞かせいただけますか。

(柴田) 松尾先生の大変いいお話の後に言うのは恥ずかしいのですが、私はもともと刑事事件の捜査や公判に興味があって検事になったので、当時は法整備支援のことすら知りませんでした。ただ、外国に住んでみたい、仕事をしてみたいという外国への素朴な憧れはありました。異動の一環でそういう部署に配属されたことをきっかけに、この仕事に関わるようになりました。

その後は仕事を通じて、日本のことをいかに知らなかったかということを感じ痛感するようになりました。私は、法律家として単に日本のことを勉強して日本のプラクティスをするだけでなく、この仕事をするのが日本の法律家としてもプラスになると考えています。ですから、今は法律家の幅が広がるという観点で、国際協力の仕事をしています。

(阪井) 今はUNODCで活躍されていて、当然、毎日英語で話されていると思います。また、カンボジアで仕事をされているときはクメール語なども使われるので、海外で働くことは、少し違ったレベルで能力的に難しいと思います。そこで、国際機関で働くためには若いころからどのような意識を持ち、どのような準備をしておけばいいか、今のご自身の立場からお聞かせください。

(柴田) 日本人が国際機関に少ないのは、やはり言語の問題があるからだと思います。言語はもちろんできた方がいいので、可能な人は英語やフランス語も勉強された方がいいと思いますが、遅いことはありません。仮に、学生時代に勉強していないからもう駄目だとか、もう30歳になったから駄目だということは決してありません。先ほど共通語としての英語という話をしましたが、アメリカ人と同じ発音で話す必要はありません。仕事ができる英語を話せばいいのです。言語は大事ですが、遅いということはないと思います。

また、言語以外のことに関しては、どの仕事においても体力が要るのでスポーツなどをして体力を強化することも大事だと思います。

(阪井) ありがとうございます。

松尾先生は、日ごろ学生や大学院生を指導されていると思いますが、彼ら彼女らは将来的にそのような道を考えるに当たってどのような観点から自分を磨けばいいでしょうか。アドバイスがあればお願いします。

(松尾) 柴田さんの話と重なりますが、若い方は一生懸命スポーツをして体力をつけてほしいと思います。それから、自分が将来やりたいことは全く関係のないことを一生懸命やってください。実は将来それが役に立つと思います。特に高校生に関しては、裾野を広げるという意味では、政治や経済、文学、社会を広く学んで好奇心を持ってほしいです。進路選択のとき、経済や政治、あるいは理工系の情報に比べて法律の情報は少ないと思います。しかし、法律は結構面白いということをぜひ伝えたいです。

それから、大学の学部生は本格的に法律の解釈論に入ってくるとと思いますが、歴史や哲学、社会学、経済学、精神学といった周辺領域にも関心を持ってください。院生になったら対象を絞り、法整備支援と法律家としての仕事は両立可能だということをお考えながら勉強してほしいです。

(阪井) ありがとうございます。

会場の皆さんから、今の話を含めて質問があれば、ぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(フロア 1) 金沢地方裁判所で修習生をしている者です。本日は最前線で働いている先生方の話を聞かせていただき、本当にありがとうございました。

柴田先生に質問です。法整備支援をしているカンボジアの現場で汚職の問題があり、それについてこれから取り組んでいくとお聞きしました。法整備支援をしても、法律を実際に使ったり、運用したりする方のモラルの問題は結構重要だと思います。また、外国人としてその問題に関わるときに、どのように改善していくかは難しいと思います。これからそれにどのように関わっていくのか、ビジョンや方法があれば教えていただきたいです。

(柴田) これまでの日本の法整備支援も、中長期的な意味では、汚職等の対策としては一番いいと思っています。一見、汚職対策というと、反汚職法を作ったり、反汚職委員会をつくって摘発したりすることばかりに目が向きがちですが、それはその場しのぎの処理でもあります。ですから、中長期的には司法関係者が法律にのっとって運用できるベーシックなシステムをつくるのが大事だと思っています。

日本がこれまで民事法で行ってきた 20 年の試みは非常に大事だと思います。その芽が出たとはまだ言えないかもしれませんが、われわれと一緒に仕事をしてきた生徒たちや裁判官・検察官が、あと 10 年たって主流になってきたら、彼ら自身で司法をリードしていくのではないのでしょうか。そういう意味で、UNODC としても汚職に関して技術支援や立法化支援をしますが、それはあくまで黒子的な仕事です。最終的には人が育ち、10 年後か 20 年後かは分かりませんが、彼らが自分たちで動かしていくのではないかと思います。

(フロア 2) 本日は貴重なご講演をありがとうございます。同じく金沢配属の司法修習生です。

柴田先生に 1 点お伺いしたいことがあります。ロースクール時代、松尾先生の授業で、法整備支援をする意義として、国益を重視する立場、国際協調主義で安全保障政策を重視する立場、国益を重視しない立場など、何をゴールとするのかを考えました。柴田先生は、検察官として法整備支援をするに当たり、どのようなゴールを見据えていますか。

(柴田) 特に今の UNODC という観点では、国益ではなく国連としてのアプローチになるのですが、それも政治的な部分が全くないかという、そうでもないと思います。一方、日本の検事としては、公務員として、先ほど松尾先生からご説明のあった方針の変化や重点国の変化などに従って行動するのですが、現場で日本語を押し付ける様子は見られませんし、現実の仕事としては国益を重視して行っているわけではありません。ご質問いただいたことは本当に難しい問題で、法整備支援連絡会でも、これまで何度も先生や実務家が議論しています。みんな一つの回答というものがなく、私自身もまだ見付からなくて、悩んでいるのが正直なところです。

(阪井) 先生方、今日はありがとうございました。来ていただいた皆さんも本当にありがとうございます。



従来、実務的な観点からこのセミナーを長く続けてきましたが、今年は本当に原点に立ち返った視点から開催させていただきました。来ていただいた方のさまざまな年齢層、あるいはご経験に伴って、若い方は非常にリレーションを得られたと思いますし、企業の方々はこのような側面もあるということを考えられたと思いますし、お子さまをお持ちの方々には法整備支援という仕事をしている人たちがいることがお分かりになったかと思います。

次年度以降も、本セミナーと私たちの活動に対してますますご理解を頂き、幅広くご支援を賜りたいと思います。最後に、お二方に拍手を頂きたいと思います（拍手）。

（司会） 先生方、ありがとうございました。

最後に、法務省法務総合研究所国際協力部、甲斐雄次教官より閉会のご挨拶を頂きます。

## 閉会挨拶

### 甲斐 雄次 氏（法務総合研究所国際協力部教官）

本日は、両先生におかれましては、ご経験に基づいた大変具体的で興味深いお話をしていただき、誠にありがとうございました。私自身は法務省で法整備支援を担当していますが、両先生の話の伺い、国際社会における法整備支援や国際協力の意義を広い視点で考えることが重要だとあらためて感じた次第です。

本日お集まりいただいた皆さまにおかれましても、この分野に関心を持っていただいたと思います。引き続き法整備支援・国際協力に関心を持っていただき、自分ができることはないか、あらためて考えていただければと思います。本日は誠にありがとうございました。

（司会） 甲斐様、ありがとうございました。

以上をもちまして、国際民商事法金沢セミナーを閉会させていただきます。ご来場の皆さま、ご来賓の先生方、講師の皆さま、長時間にわたり誠にありがとうございました。

以上

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03)3505-0525 FAX : (03)3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 北野